# 兵庫県公報

平成24年10月30日 火曜日 第3号外

発 行 人 庫 県 兵 神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号 毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示	۸° ســــــــــــــــــــــــــــــــــــ
	1 -
○ 鳥獣保護区の指定(自然環境課)	1
○ 特別保護地区の指定(同)	3
○ 休猟区の指定(同)	3
○ 特定猟具使用禁止区域の指定(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○ 昭和47年兵庫県告示第1551号(特定猟具使用禁止区域の指定)の一部改正(同)	8
○ 昭和57年兵庫県告示第2404号(鳥獣保護区の指定)の一部改正(同)	8
○ 昭和57年兵庫県告示第2406号(特定猟具使用禁止区域の指定)の一部改正(同)	8
○ 昭和62年兵庫県告示第1681号の 5 (特定猟具使用禁止区域の指定)の一部改正(同)	8
○ 平成 9 年兵庫県告示第1494号(特定猟具使用禁止区域の指定)の一部改正(同)	9

告 示

# 兵庫県告示第1396号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により、次の区域を 鳥獣保護区として指定する。

なお、昭和37年兵庫県告示第889号(鳥獣保護区の設定)、昭和37年兵庫県告示第923号(鳥獣保護区の設定)、 昭和47年兵庫県告示第1610号(鳥獣保護区の設定)及び平成4年兵庫県告示第1539号(鳥獣保護区の設定)は、 平成24年10月31日限り、廃止する。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間
小野市浄谷	小野市浄谷町字這出1174番14から133まで、字流尾1176番1から133まで、字高塚1177番1から166まで、字南池下5番1から60まで、字向山2230番1から32まで、字東新林2231番2から6まで、同字2232番1から89まで及び同字2233番1から101までの区域	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで
林田鴨池鳥獣保護区	たつの市神岡町大住寺の市道神岡林田線とグローリー工業(株)グラウン ド進入路の交点を起点として、同所から大源寺西山と大源寺東山の境を尾根 沿いに北進してたつの市神岡町とたつの市新宮町の旧市町界に至り、同所から同旧市町界を北東進してたつの市と姫路市の市界に至り、同所から同市界 を北東進して道連寺山国有林境界に至り、同所から同国有林境界を南進及び 南東進して市道林田74号線に至り、同所から同市道を東進して市道林田28号 線に至り、同所から同市道を南進してたつの市と姫路市の市界に至り、同所 から同市界に沿って西進して同市界とたつの市神岡町大住寺字大源寺山東 223—45番地と223—46番地との地番境の交点に至り、同所から同地番境を南 西進して奥池南岸の里道に至り、同所から同里道を西進して同池西岸に至り、 同所から同池西岸に沿って北進して市道神岡林田線に至り、同所から同市道 を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで
氷ノ山鳥獣 保護区	養父市大久保字ムネ畑1505番地の1における兵庫県と鳥取県との県界と氷ノ山登山道の交点を起点として、同所から同登山道を東進して森林基幹道瀞川氷ノ山線に至り、同所から同基幹道を南進して養父市旧関宮町と養父市旧	平成24年11 月1日から 平成34年10

	大屋町の旧町界に至り、同所から同旧町界を南東進して作業道池の窪線に至り、同所から同作業道を南進して林道横行線に至り、同所から同林道を南東進して円山川森林計画区養父市大屋町30林班のア小班とイ小班との小班界に至り、同所から同小班界を南西進して横行国有林1018林班と同国有林1019林班の林班界に至り、同所から同林班界を西進して円山川森林計画区養父市大屋町33林班東部林班の林班界に至り、同所から同林班と横行国有林1019林班との林班界を南西進して養父市と宍粟市の市界に至り、同所から同市界を北西進して揖保川森林計画区宍粟市波賀町37林班南部林班の林班界に至り、同所から同林班界を東進及び南西進して同38林班との林班界に至り、同所から同林班界を東進及び南西進して「38林班との林班界に至り、同所から同林班界を東進及び南西進して大夕国有林93林班との林班界に至り、同所から同林班界を再進して林道坂の谷線に至り、同所から同林道を南進して国道29号に至り、同所から同国道を西進して新戸倉トンネル上の鳥取県と兵庫県の県界に至り、同所から同県界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域及び国道29号の南側に位置する坂ノ谷国有林97林班の区域	月31日まで
扇/山鳥獣 保護区	美方郡新温泉町における県道若桜湯村温泉線と町道青下花口線の交点を起点として、同所から同県道を南進して新温泉町岸田における町道畑ヶ平線に至り、同所から論山山頂(標高1,060.0メートル)を見通した線を経て美方郡香美町と美方郡新温泉町の町界に至り、同所から同町界を南進して鳥取県と兵庫県の県界に至り、同所から同県界を北西進して扇ノ山山頂(標高1,309.9メートル)北側を経て町道海上河合谷線に至り、同所から同町道を北進して登山道旧草原界に至り、同所から登山道左馬殿道と岸田登山道(水越)との交点を見通した線を経て同所に至り、同所から同登山道を南東進して登山道旧牛道と青下水路の交点に至り、同所から同水路に沿って石井谷との交点に至り、同所から谷筋に沿って北東進して町道青下花口線との交点に至り、同所から同町道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで
ツバ市ダム 鳥獣保護区		平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで
矢代鳥獣保 護区	篠山市矢代のうち字奥山、字明宝寺谷、字再の木、字北尾の坪、字丸山、字松谷、字焼尾、字丸山の坪、字北屋の坪、字寺下の坪及び奥池ため池の区域	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで
洲本中央鳥 獣保護区	洲本市における県道洲本松帆線と県道下内膳物部線の交点を起点として、 同所から県道下内膳物部線を南東進して国道28号に至り、同所から同国道を 西進して市道桑間大野線に至り、同所から同市道を北進して県道洲本松帆線 に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで
山南鳥獣保護区	丹波市山南町大字谷川字十二間ロ49番地から51番地まで、52番地の1から 3まで、64番地から66番地まで並びに同町大字谷川字コギ山67番地の区域	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで
平荘湖鳥獣保護区	加古川市の平荘湖の周囲道路及びダムに囲まれた一円の区域	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで

三木山森林公園鳥獣保護区	三木市福井における県道神戸三木線と県道加古川三田線の交点を起点として、同所から県道加古川三田線を北進して三木市本町1丁目における県道三木三田線に至り、同所から同県道を東進して市道三木山幹線に至り、同所から同市道を南進して市道鷹尾・小林線に至り、同所から同市道を南進して県道神戸三木線に至り、同所から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで
御形大生鳥獣保護区	宍粟市一宮町森添158─2、280、279及び279─3の区域	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで
川代鳥獣保 護区	篠山市大山下における県道篠山山南線伊出屋橋西詰を起点として、同所から篠山川を渡って同市大山字川向ノ坪644番地におけるJR福知山線に至り、同所から同線を西進して丹波市山南町阿草地区内における篠山川左岸の河川区域境界に至り、同所から篠山川左岸の河川区域境界を下流に進み、同市山南町広田における太田井堰を対岸に渡り、同所から篠山川右岸の河川区域境界を上流に進み、県道下立杭柏原線に至り、同所から同県道を北進して県道篠山山南線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで

## 兵庫県告示第1397号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により、次の区域を 特別保護地区として指定する。

なお、昭和58年兵庫県告示第893号(特別保護地区の指定)は、平成24年10月31日限り、廃止する。 平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区域	存続期間
氷ノ山特別 保護地区	兵庫森林管理署坂ノ谷国有林92林班中に及びる、93林班中ろ、94林班中ほ、89林班中ほ及びと並びにイ及びロ、90林班中に、ほ及びは、奥山国有林649林班中と1、へ及びと2、650林班中ほ1及びと、651林班中へ1、と、ち1及びち2並びにイの各小班並びに四ケノ仙国有林647林班の区域	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで
扇/山特別 保護地区	兵庫森林管理署畑ケ平国有林435林班中い、437林班中よ1及びよ2、438 林班中わ1及びわ2、439林班中る、440林班中る、441林班中い及びり1、442 林班中に1及びい、443林班中い、円山川森林計画区新温泉町67073林班中ウ 及びエ、67074林班中ア及びイ、67075林班中アの各小班並びに67076林班中ア 小班のうち青下上山登山道以東の区域	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで
平荘湖特別保護地区	兵庫県加古川市所在平荘湖の湖面一円の区域	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで

#### 兵庫県告示第1398号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、次の区域を

休猟区として指定する。

なお、平成21年兵庫県告示第1106号(休猟区の指定)は、平成24年10月31日限り、廃止する。 平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間
吉川町西部 休猟区	主要地方道西脇三田線と市道米田大沢線の交点を起点として、同所から同市道を南進して国道428号に至り、同所から同国道を南進して三木市と神戸市の市界に至り、同所から同市界を西進して三木市吉川町、同市細川町及び神戸市の境界に至り、同所から三木市吉川町と同市細川町との境界を北西進して同市吉川町、同市細川町及び同市口吉川町の境界に至り、同所から三木市	平成24年11 月1日から 平成27年10 月31日まで
	吉川町と同市ロ吉川町の境界を北西進して同市吉川町、同市ロ吉川町及び加東市の境界に至り、同所から三木市と加東市の市界を北東進して三木市、加東市及び三田市の境界に至り、同所から三木市と三田市の市界を北東進して県道新田大沢線に至り、同所から県道新田大沢線を南進して県道広野永福線に至り、同所から県道広野永福線を西進して県道新田大沢線に至り、県道新田大沢線を南進して主要地方道西脇三田線に至り、同所から主要地方道西脇三田線を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	

## 兵庫県告示第1399号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次の区域を 特定猟具使用禁止区域として指定する。

^^^^

なお、平成4年兵庫県告示第1541号(特定猟具使用禁止区域の指定)及び平成14年兵庫県告示第1264号(銃 猟禁止区域の設定)は、平成24年10月31日限り、廃止する。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特定猟具 の種類	区域	存続期間
才/池特定 猟具使用禁 止区域	銃器	加西市吉野町における県道豊富北条線と市道坂元3号線の交点を起点として、同所から同市道を南進して市道坂元4号線に至り、同所から同市道を北東進して市道高室市村線に至り、同所から同市道を北進して南村川の山根橋北詰に至り、同所から同川を東進して市道北条長線の清水橋に至り、同所から同市道を南進して市道山下鎮岩線に至り、同所から同市道を西進して県道山下飾東線に至り、同所から同県道を北進して県道豊富北条線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日して。 ただ1月1日 年11月1日 3月15日間 のある。
神戸特定猟 具使用禁止 区域	銃器	神戸市西区玉津町二ツ屋における第二神明道路と県道小部明石線の交点を起点として、同所から同県道を北東進して市道押部谷24号線に至り、同所から同市道を北西進して同区押部谷町細田における県道平野三木線に至り、同所から同県道を東進して忍海橋に至り、同所から明石川を下り明石川と西盛川との合流点に至り、同所から西盛川を上り西盛第四橋西詰と山道との交点に至り、同所から同山道を西進、北西進、北進及び南東進して同区高雄台と同区押部谷町の境界に至り、同所から同境界を北進及び西進して	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで

同区高雄台、同区押部谷町及び同区神出町の境界に至り、同所か ら同区高尾台と同区神出町の境界を北進して神戸市と三木市の境 界に至り、同所から同境界を北進、東進及び南東進して市道押部 谷村38号線に至り、同所から同市道を南進して県道神戸三木線に 至り、同所から同県道を南東進して同区押部谷町木見における県 道小部明石線に至り、同所から同県道を東進して神戸市北区山田 町藍那における市道水呑木津線に至り、同所から同市道を西進し て藍那小学校敷地先に至り、同所から関西電力高圧送電線(六甲 線)に沿って北東進して同区日の峰と同区山田町原野の境界に至 り、同所から同境界を北進、東進及び北進して国道428号に至り、 同所から同国道を東進して市道柏尾台1号線に至り、同所から同 市道を北進して同区柏尾台と同区山田町原野の境界に至り、同所 から同境界を西進、北進及び南東進して同区柏尾台の東端に至り、 同所から同区青葉台の東端を見通した線を経て同所に至り、同所 から同区青葉台と同区山田町原野との境界を南西進して大滝橋に 至り、同所から国道428号を南東進して県道神戸三田線に至り、同 所から同県道を北東進して同区有野町有野における県道市之瀬有 馬線に至り、同所から同県道を北西進して同区八多町柳谷におけ る六甲北有料道路に至り、同所から同有料道路を北進して同区八 多町吉尾における県道三木三田線に至り、同所から同県道を北進 して中国自動車道に至り、同所から同自動車道を北西進して道場 南口と善入大池を結び神戸市が設定している「太陽と緑の道」に 至り、同所から「太陽と緑の道」を南西進して同区大沢町上大沢 における県道山田三田線に至り、同所から同県道を北進して県道 西脇三田線に至り、同所から同県道を東進して国道176号に至り、 同所から同国道を南進して県道大沢西宮線(新明治橋交差点)に 至り、同所から同県道を南進して県道有馬山口線に至り、同所か ら同県道を南進して同区有馬町における県道宝塚唐櫃線に至り、 同所から同県道を東進して芦有ドライブウェイに至り、同所から 同ドライブウェイを南東進して神戸市と西宮市の市界に至り、同 所から同市界を南進して神戸市、西宮市及び芦屋市の境界に至り、 同所から神戸市と芦屋市の市界を南進して阪急電鉄神戸線に至 り、同所から同線を西進して神戸市灘区における石屋川に至り、 同所から同川右岸を北進して市道山麓線に至り、同所から同市道 を西進して県道神戸三田線に至り、同所から同県道を南進して国 道28号に至り、同所から同国道を西進して県道神戸明石線に至り、 同所から同県道を西進して第二神明道路に至り、同所から同道路 を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域並びに神戸市西区 美穂が丘、同市北区大池見山台及び同区花山台の住宅団地の区域。 ただし、高取山鳥獣保護区及び六甲山鳥獣保護区の区域を除く。

阪神特定猟 銃器 具使用禁止 区域

西宮市における国道171号と阪急電鉄今津線の交点を起点として、同所から同線を北進して西宮市と宝塚市の市界に至り、同所から同市界を北西進及び北東進して市道塩第46号線に至り、同所から同市道を北西進して県道塩瀬宝塚線に至り、同所から同県道を北東進して宝塚市切畑における県道切畑多田院線に至り、同所から同県道を東進して川西市多田院における県道川西篠山線(多田院西2丁目交差点)に至り、同所から同県道を南東進して大阪府と兵庫県の府県界に至り、同府県界を南進して国道171号に至

平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで

		り、同所から同国道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の 区域。ただし、伊丹鳥獣保護区を除く。	
西番リス特の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	銃器	たつの市新宮町下莇原における獄ノ尾川とJR姫新線の交点を 起点として、同所から同線を東進して県道千種新宮線に至り、同 所から同県道を南進して同市新宮町角亀における県道相生宍粟線 に至り、同所から市道角亀二柏野線を南進して相生市とたつの市 の市界に至り、同所から同市界を西進して相生市、たつの市及び 赤穂郡上郡町の境界に至り、同所から上郡町光都3丁目、同町光 都2丁目、同町光都1丁目(旧赤穂郡上郡町大字金出地字久保峠 の区域を除く)、同町大字金出地字木戸口及び同町字国光奥の一 円の区域を含み、同町光都1丁目の西北端大字界における同町と 佐用郡佐用町の町界を経て県道千種新宮線に至り、同所から赤穂 郡上郡町と佐用郡佐用町の町界を東進して赤穂郡上郡町、佐用郡 佐用町及びたつの市の境界に至り、同所からたつの市と佐用郡佐 用町との市町界を北進して同町三原字藤尾と字大谷の字界に至 り、同所から尾根筋を下り(東進)獄ノ尾川に至り、同所から同 川を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成24年1 月1日から 平成34年1 月31日まで
加西市東部 特定猟具使 用禁止区域	銃器	加西市乙和泉町における市道河内野上線と県道下滝野市川線の 交点を起点として、同所から同県道を東進して同市油谷町におけ る市道宇仁小小印南線に至り、同所から同市道を南東進して同市 小印南町における市道小印南新田線に至り、同所から同市道を南 西進して県道野上河高線に至り、同所から同県道を西進して市道 満久都染線に至り、同所から同市道を北進して市道河内野上線に 至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の 区域	平成24年1月1日から 1月1日から 1月1日から 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1
氷ノ山山麓 特定猟具使 用禁止区域	銃器	養父市草出における草出橋北詰を起点として、同所から市道草 出向山線を南進して同市道の終点の手前130メートルの地点に至 り、同所から山中を南進して標高872メートル地点にある三角点に 至り、同所から尾根伝いに西進して森林基幹道瀞川氷ノ山線に至 り、同所から同森林基幹道を西進及び北進して県道秋岡関宮線に 至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の 区域	平成24年 月1日かり 平成34年 月31日ま
生野特定猟 具使用禁止 区域	銃器	朝来市生野町における国道312号と国道429号の交点を起点として、同所から同国道429号を東進して市道口銀谷日向線に至り、同所から同市道を東進して国道429号に至り、同所から同国道を東進して三菱マテリアル株式会社所有の発電所の西端の水路との交点に至り、同所から同水路を東進して同市生野町奥銀谷地区における水路のトンネルの出入口に至り、同所から山中を東進して国道429号(小野大橋西詰)に至り、同所から同橋を東進して同橋東詰に至り、同所から市川左岸を南西進して姫宮水路に至り、同所から同水路を南進して国道312号に至り、同所から同団地の南端を西進して早野工業団地の南東端に至り、同所から同団地の南端を西進して同団地の南西端に至り、同所から同団地の西端を北進して市道穴原線に至り、同所から同市道を西進してJR播但線に至り、同所から同線を南西進して市川左岸に至り、同所から市川を横断して市	平成24年1 月1日から 平成34年1 月31日まで

		道生野長谷線に至り、同所から同市道を北東進してJR播但線に至り、同所から同線を北進して国道312号に至り、同所から同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
氷上南加古 川特定猟具 使用禁止区 域	銃器	丹波市氷上町小野の加古川右岸堤防上における旧氷上郡氷上町と同郡山南町の旧町界を起点として、同所から加古川右岸河川境界を上流に進み同市氷上町谷村における市道特15号線に至り、同所から同市道を佐野橋対岸に渡り、同所から加古川左岸河川境界を下流に進み同市氷上町佐野において国道175号と最初に接する地点に至り、同所から同国道を南進して旧氷上郡氷上町と同郡山南町の旧町界に至り、同所から同旧町界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
氷上加古川 特定猟具使 用禁止区域	銃器	丹波市氷上町佐野における市道特15号の佐野橋西詰と加古川右 岸堤防の交点を起点として、同所から加古川右岸河川境界を北東 進して同市氷上町常楽における市道特19号線に至り、同所から同 市道を東進して幸料寺橋を渡り、更に東進して市道特17号線に至 り、同所から同市道を南進して市道中央107号線に至り、同所から 同市道を西進して加古川左岸河川境界に至り、同所から同河川境 界を南進して同市氷上町稲畑における国道175号に至り、同所から 同国道を南進して市道南103号線に至り、同所から同市道を南進し て市道特15号線(佐野橋東詰)に至り、同所から佐野橋を渡って 起点に至る線に囲まれた一円の区域	
三木市西部特定獲具度	銃器	三木市別所町下石野における県道加古川三田線と三木市と加古川市との市界の交点を起点として、同所から同県道を東進して国道175号に至り、同所から同国道を北西進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を東進して金剛寺谷川に至り、同所から同川を南西進して市道岩宮大村線に至り、同所から同市道を東進して市道跡部西線に至り、同所から同市道を北進して市道加佐久留美線に至り、同所から同市道を北進して山陽自動車道に至り、同所から同市道を北進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を東進して同市平井と同市細川町細川中の大字境界に至り、同所から同大字境界を南東進して同市平井、同市毎温田及び同市安福田の大字境界を南西進して同市平井、同市安福田及び同市安福田の大字境界を南西進して同市中井、同市安福田及び同市与呂木の大字境界を南西進して同市中井、同市安福田と同市与呂木の大字境界を南西進して志染川左岸に至り、同所から同川左岸を東南進して細目川に至り、同所から志染川左岸を東進して淡河川に至り、同所から陝河川を北東進して県道神戸加東線に至り、同所から同県道を南東進して市道三津田笠松線に至り、同所から同市方を西進して三木市と神戸市の市界に至り、同所から同市界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、三木山森林公園鳥獣保護区の区域を除く。	
柏原・大野 特定猟具使 用禁止区域	銃器		月1日から

		から同小径を南進して県道島川原線に至り、同所から同県道を南 西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
緑町長田特 定猟具使用 禁止区域	銃器	南あわじ市倭文長田下山崎における県道洲本松帆線と市道長田線の交点を起点として、同所から同市道を東進して同市倭文長田上條における県道洲本松帆線(中山橋)に至り、同所から淡路三原テレビ中継所を見通した線を経て同市八木養宜上との地区界に至り、同所から同地区界及び同市八木入田との地区界を西進及び北進して県道洲本松帆線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成24年11 月1日から 平成34年10 月31日まで
小野市市場 特定猟具使 用禁止区域	銃器	小野市山田町における市道4332号線と山田川との交点を起点として、同所から同市道を南進して市道4332号線に至り、同所から同市道を西進して市道122号線に至り、同所から同市道を西進して市道4409号線に至り、同所から同市道を北進して育ケ丘町1481番87の育ケ丘保育所南40mの地点に至り、同所から小野市池尻町と同市育ケ丘町の町境界を西進して国道175号に至り、同所から同国道を北進して山田川に至り、同所から同河川を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成24年1 月1日から 平成34年10 月31日まで

#### 兵庫県告示第1400号

昭和47年兵庫県告示第1551号(特定猟具使用禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表戈ノ池特定猟具使用禁止区域の項を削る。

#### 兵庫県告示第1401号

昭和57年兵庫県告示第2404号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表氷ノ山鳥獣保護区の項から扇ノ山鳥獣保護区の項までを削る。

## 兵庫県告示第1402号

昭和57年兵庫県告示第2406号(特定猟具使用禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表神戸特定猟具使用禁止区域及び阪神特定猟具使用禁止区域の項を削る。

## 兵庫県告示第1403号

昭和62年兵庫県告示第1681号の5 (特定猟具使用禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

^^^^

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表西播磨テクノポリス特定猟具使用禁止区域の項を削る。

^^^^^^

## 兵庫県告示第1404号

平成9年兵庫県告示第1494号(特定猟具使用禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表三木市西部特定猟具使用禁止区域の項を削る。